

令和 8 年度事業計画

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、次の事業を実施する。

（1）山形県地域公共交通計画の変更等のための協議の実施

- 山形県地域公共交通計画について、陸上交通（地域間幹線系統・地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の位置づけなどの変更を行う。
- 上記に関連して、陸上交通（地域間幹線系統・地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業の変更について協議を行う。

（2）地域公共交通確保維持事業費補助金の交付

- 地域内フィーダー系統確保維持事業費補助金の交付申請及び関係市町村・事業者に対する同補助金の交付を行う。

<参考：フィーダー系統補助予算 185,542千円>

（3）山形県地域公共交通計画（令和 3 年度～令和 7 年度）並びに山形県地域公共交通利便増進実施計画（長井市版）及び山形県地域旅客運送サービス継続実施計画（鶴岡三川線、三川酒田線）の評価・検証

- 計画に掲げている目標数値の令和 7 年度実績を評価・検証する。

（4）山形県地域公共交通計画（令和 8 年度～令和12年度）及び山形県地域旅客運送サービス継続実施計画（鶴岡三川線、三川酒田線）の評価・検証

- 計画に掲げている目標の達成に向けて令和 8 年度事業の評価・検証を行い、必要に応じて目標の見直しを行う。

（5）地域別目標の達成に向けた地域別部会の開催（資料 6 - 2）

- 山形県地域公共交通計画（令和 8 年度～令和12年度）に掲げる地域別目標の達成に向け、総合支庁ごとに令和 8 年度の方針を協議・実施し、令和 8 年度地域別目標の評価・検証を行うとともに、必要に応じて勉強会を実施する。

(6) 山形県地域公共交通可視化ツール活用等講習会の開催（資料6-3）

- 山形県地域公共交通計画（令和8年度～令和12年度）に掲げる目標「市町村の地域公共交通計画作成数」に資するため、令和7年度に開発した「山形県地域公共交通可視化ツール」について、レイヤー作成・出力などの方法やデモンストレーションを通じて具体的な活用方法などを学ぶ講習会を行う。併せてGTFSデータ作成に関するカリキュラムを同講習会に設ける。
- 講習会と併せて、同ツールの格納データを最新版に更新するなど、アップデートを行う。

<参考：地域別部会の開催に係る経費（最上地域別部会への負担金を含む）、山形県地域公共交通可視化ツール活用講習会開催（アップデート経費を含む）に係る予算 1,500千円>

(7) 民間路線バス運転手確保策（資料6-4）

- 山形県地域公共交通計画（令和8年度～令和12年度）に掲げる目標「民間路線バスの運転手数」の達成に向け、どらなびEXP02026・東京会場（春及び秋）への出展や、事業者を対象とした採用力の強化に向けたセミナーなどバス運転手確保策を講じることとする。

<参考：民間路線バス運転手確保策に係る予算 6,294千円>

(8) 山形県地域公共交通情報共有基盤データの収集・運用

- 県のHPに掲載されている「山形県地域公共交通情報共有基盤」について、GTFSデータの作成・更新を行う。
- 「山形県地域公共交通情報共有基盤構築・運用ガイドライン」に基づいたデータの収集及び公開を行う。

(9) その他協議会の目的の達成に必要な事項